過疎地域における
固定資産税の課税免除制度について

過疎地域の産業振興を図るため、山之口地区・高城地区・山田地区・高崎地区において、一定の事業用資産を取得した特定の事業所・個人に対し、固定資産税を最大3年間免除します。

対象業種	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等（インターネットサービス業、通信販売、市場調査等）で、青色申告をしている事業所又は個人
対象設備	建物、償却資産（機械・装置）、土地。 ※取得または製作もしくは建設。建物については増築、改築、修繕又は模様替えの工事による取得または建設 ※資本金5,000万円超の法人は新設・増設のみ
要　件	取得価額の合計額が500万円以上 ※製造業、旅館業については、資本金5千万円超の場合は取得価額1千万円以上、資本金1億円超の場合は取得価額2千万円以上
免除期間	課税免除を行った年度から最大3か年
適用期間	高城地区・高崎地区は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの取得に限る 山之口地区・山田地区は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの取得に限る

※既存施設の取替又は更新のために生産設備等の増設をした場合で、それにより生産能力、処理能力がおおむね30％以上増加した部分については、新増設とみなします。

建物

・営業部分等製造に関係のない部分については対象外となります。

（製造業の場合）

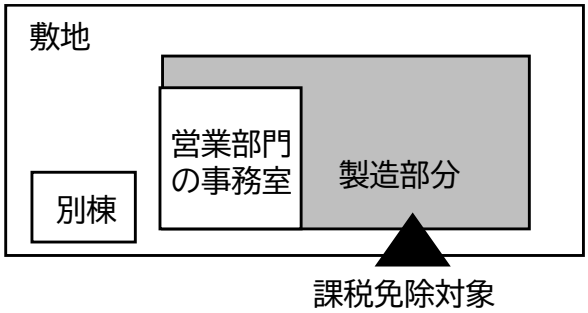

土地

・取得の日（契約日）の翌日から起算して、1年以内に家屋の建設着手があった場合に限ります。
・事業の用に供されている部分で、対象家屋の垂直投影部分に限ります。

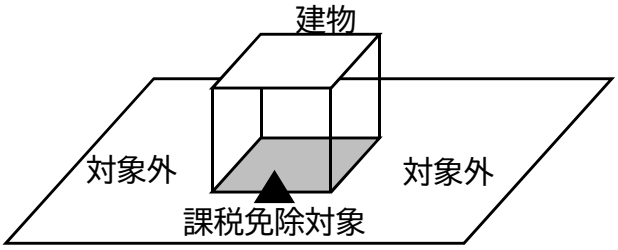

お問い合せ

都城市　山之口地域生活課　電話0986-57-3111
高城地域生活課　電話0986-58-2311
山田地域生活課　電話0986-64-1111
高崎地域生活課　電話0986-62-1111
（立地企業に該当する場合）
商工観光部　企業立地課　電話0986-23-2753